

本人通知制度登録申請書(新規・更新)

年 月 日

(あて先)大阪市 区長

大阪市住民票の写し等の交付に係る本人通知制度に関する要綱第5条第1項の規定に基づき、次のとおり登録を申請します。

申請者の氏名 (通知を希望する方)		フリガナ	
生年月日		明・大・昭・平・西暦 年 月 日	
現住所		〒 -	
送付先		〒 -	
連絡先			
通知対象	住民票の写し、住民票記載事項証明	現住所と同じ(除票を含む)	
		本籍	筆頭者
	戸籍の附票		申請者と同じ
	戸籍 除籍 改製原戸籍	同上	同上
	戸籍 除籍 改製原戸籍		
	戸籍 除籍 改製原戸籍		

登録を希望される対象の住民票の写し等について、上記記載欄にすべて記載してください。

代理人が申請する場合は、次の欄も記入してください。

申請者の区分	法定代理人 任意代理人
住所	
氏名	
連絡先	

[注意]

- 裏面をよくお読みいただき、本制度についてご確認のうえ、申請してください。
- あなたが本人であることを確認できる書類(運転免許証、旅券等)の提示又は提出をお願いします。
- あなたが法定代理人であるときは、申請される区に備え付けの公簿の記載等により当該事実が確認できる場合を除き、法定代理人である旨を確認できる書類(戸籍謄本等)の提示又は提出をお願いします。
- あなたが任意代理人であるときは、委任状の提出をお願いします。

以下は記入しないでください。

登録	他区連絡	本人確認書類(本人・代理人)	登録年月日
		運転免許証 旅券 健康保険証 年金手帳 住民基本台帳カード 在留カード その他()	年 月 日

登録関係区(区、 区、 区、 区、 区)

住民票の写し等の交付に係る本人通知制度について

1 本人通知制度とは

この制度は、大阪市内に住所又は本籍がある方(過去にあった方も含みます。)のうち、事前に登録した方(以下、「登録者」といいます。)が通知の対象とした住民票の写し等を第三者、代理人又は職務上請求によって交付した場合に、その事実を通知するものです。なお、登録者と同一の住民票、戸籍等に記載されている方であっても、登録されていなければ通知の対象とはなりません。

(注意)

- 1 住民票の写し等とは、住民票の写し(除票を含む。)、住民票記載事項証明書、戸籍の附票の写し(除附票を含む。)、戸籍(除籍、改製原戸籍を含む。)全部(個人・一部)事項証明書、謄抄本及び記載事項証明書をいいます。
- 2 住民票関係は同一世帯に属する者、戸籍関係は登録者の配偶者又は直系尊属若しくは直系卑属、国又は地方公共団体の機関からの請求により交付した場合は、通知の対象になりません。

2 事前登録について

- (1) 登録の申請は、住民登録地又は本籍地(過去の住民登録地又は本籍地も含みます。)の区役所住民情報事務所管課(又は区役所出張所)で行います。また、申請に基づき登録者名簿に登録した日の翌日(その日が12月29日から翌年の1月3日までにあたる場合は1月4日)が登録開始日となります。
- (2) 代理人による申請や、郵便又は信書便による登録の申請についても行うことができます。
- (3) 登録又は変更の申請には、本人であることが確認できる書類(運転免許証、旅券、健康保険証、年金手帳、住民基本台帳カード、在留カード、官公署が発行した免許証、許可証等又はその他本人であることを確認するため区長が適当であると認める書類)の提示又は提出が必要です。
- (4) 住所の異動又は戸籍の届出により、登録した内容に変更が生じたときは、登録者から住所の異動届又は戸籍の届出とは別に本制度の変更の届出が必要となりますのでご注意ください。ただし、住民票の写し、住民票記載事項証明書に係る登録者の氏名及び住所については、変更情報が自動更新されるため申請は不要です。変更の届出がない場合は、登録を廃止する場合があります。また、登録者が死亡、失踪宣告又は居所不明等により住民票が消除された場合は登録を廃止します。
- (5) 除かれた戸籍の謄本又は抄本、除かれた戸籍に関する証明書等を対象とする通知対象期間は5年となっています。引き続き登録を希望される場合は、更新の申請をしていただく必要があります。

3 その他

- (1) 住民票の写し等を交付した第三者などの個人に関する情報は通知しません。本制度に基づく通知は、住民票の写し等を交付した事実を通知するものです。詳しい請求内容についてはご本人から大阪市個人情報保護条例に基づく保有個人情報開示請求を行っていただく必要があります。ただし、保有個人情報開示請求を行った場合でも住民票の写し等を交付した第三者などの個人に関する情報のうち、ご本人が知りえない情報は開示されません。また、即日の開示はできません。あらかじめご了承ください。
- (2) 本制度は住民票の写し等の不正請求及び不正取得による個人の権利侵害の防止を目的とするものです。これ以外の目的で本制度を利用しないことをご承知いただき、申請してください。